

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 4 日

熊本県災害廃棄物主管部 御中

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

令和 8 年熊本地震により発生した災害廃棄物の仮置場及び公費解体・撤去現場等における梅雨期及び台風期の対策強化について（周知）

梅雨期及び台風期にあたり、災害廃棄物の処理等への災害の発生に備えた事前の準備については、「災害廃棄物の処理等への事前の備えの確認について」（令和 8 年 6 月 5 日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡）において周知したところです。

令和 8 年熊本地震により発生した災害廃棄物については、各地の仮置場において受入れ及び保管が進められているとともに、公費解体・撤去も順次進められているところです。

今般、台風第 24 号の接近に伴い、強風や大雨による災害廃棄物の飛散、流出等が懸念されます。つきましては、貴県におかれましては、仮置場及び公費解体・撤去の現場等における被害の防止及び二次災害の防止の観点から、下記事項について、貴管内市区町村に対して周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

記

1. 災害廃棄物等の飛散防止

- ・フレコンバッグ、コンテナ、シート等について、固定状況を改めて確認すること。
- ・軽量の廃棄物（畳、断熱材、プラスチック類、紙類等）については、必要に応じてシート養生、ロープ固定等の飛散防止措置を講ずること。
- ・仮置場周辺に飛散のおそれがある物品がないか事前に確認すること。

2. 危険物等の管理及び雨水対策

- ・石膏ボード、家電類、有害物質を含むおそれのある廃棄物等については、雨水による影響を受けにくい場所で保管すること。
- ・灯油、塗料、農薬、ガスボンベ等の危険物については、他の廃棄物と分離して保管し、流出防止措置を講ずること。
- ・洗濯機、冷蔵庫その他内部に水がたまるおそれのある機器については、滞水しないよう保管状況を確認すること。

3. 台風接近時の安全確保

- ・台風接近時又は警報発令時には、安全確保のため、受入停止又は作業の中断を検討すること。

4. 台風通過後の確認

- ・仮置場内の廃棄物等の飛散状況、流出状況及び周辺環境への影響を確認すること。
- ・飛散物や流出物が確認された場合には、速やかに回収し、必要な是正措置を講ずること。
- ・仮置場設備（フェンス、看板等）の損傷状況を確認すること。

以上

【問合せ先】 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 担当：田中、野口 TEL：03-5521-8358（直通） E-Mail：hairi-saigai@env.go.jp
